**Ｈ２Ｏｓａｋａビジョン推進会議設置要綱**

参考資料

（目的）

第１条　大阪府及び大阪市は、水素・燃料電池関連分野における今後の取組の方向性を示した「Ｈ２Ｏｓａｋａビジョン（平成２８年３月２５日策定）」の実現に向け、産・学・官が協力して取り組むことにより、地域の特徴を活かした水素エネルギーの利活用の拡大及び水素・燃料電池関連産業振興の機運醸成を図ることを目的として、Ｈ２Ｏｓａｋａビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を共同して設置する。

２　この要綱は、推進会議の協議事項、その他推進会議の運営に必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　推進会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

（１）　水素エネルギーを活用する新たな製品・サービスの創出に向けた実証事業等のプロジェクトに関すること

（２）　水素に関する正しい知識の普及と合理的な規制緩和の推進に関すること

（３）　水素エネルギー産業への府内中小企業等の参入促進に関すること

（４）　その他、水素エネルギーの利活用拡大に関すること

（組織）

第３条　推進会議は、大阪府及び大阪市のほか、別表１に掲げる団体及び学識経験その他専門的知見を有する者（以下「学識経験者」という。）をもって構成する。

２　推進会議には、必要に応じて顧問及びオブザーバーを置くことができる。

（推進会議の運営）

第４条　推進会議に会長を置く。

２　推進会議は大阪府及び大阪市が共同で招集し、会長が会議の議長となる。

３　会長は、推進会議の公平・中立的な進行と専門的な知見の活用を図るため、学識経験者の中から大阪府及び大阪市が共同して指名する者をもって充てる。

４　会長は、必要に応じて推進会議に構成団体に所属する者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することが

できる。

５　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、構成団体に所属する者の中から会長が予め指名する者がその

職務を代理する。

（推進会議の公開）

第５条　推進会議は、公開とする。

（事業別研究会）

第６条　推進会議には協議事項の具体化を図るため、別表２に掲げる事業別研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

２　研究会は、大阪府及び大阪市のほか、別表３に掲げる団体及び学識経験者をもって構成する。

３　研究会の運営については、第３条第２項及び第４条を準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「研究会」と、「会長」とあるのは「座長」に読み替えるものとする。

４　研究会の座長は、それぞれの研究会を代表し、推進会議に出席して意見を述べることができる。

５　研究会は、水素関連ビジネス創出に関する参加企業の競争上の地位を確保する必要があるため、非公開とす

る。

６　研究会の構成団体、研究会の構成団体以外で研究会に出席した者及び研究会の構成団体に所属する者は、研究会の活動により知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、研究会の了承を得て推進会議へ報告若しくは協議する事項又は既に公知若しくは公用の情報についてはこの限りでない。

（法令遵守）

第７条　推進会議及び研究会（以下「推進会議等」という。）の構成団体は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律をはじめとする関連法令を遵守し、かかる法令に抵触する行為を行わないこととする。

（推進会議等の庶務）

第８条　推進会議等の庶務は、大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課及び大阪市環境局環境施策部環境施策課で行う。

（その他）

第９条　その他、推進会議等の運営に関する事項は、大阪府及び大阪市が協議の上、これを定める。

附　　則

この要綱は、平成２８年８月２日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２９年９月８日から施行する。

別表１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（50音順）

|  |
| --- |
| 株式会社池田泉州銀行 |
| 岩谷産業株式会社 |
| 一般財団法人大阪科学技術センター |
| 大阪ガス株式会社 |
| 株式会社大林組 |
| オリックス株式会社 |
| 川崎重工業株式会社 |
| 関西エアポート株式会社 |
| 関西電力株式会社 |
| 株式会社近畿大阪銀行 |
| 積水ハウス株式会社 |
| 大和ハウス工業株式会社 |
| 株式会社竹中工務店 |
| 株式会社東芝 |
| 豊田通商株式会社 |
| パナソニック株式会社 |
| 株式会社日立製作所 |
| 日立造船株式会社 |
| 株式会社三井住友銀行 |
| 三井物産株式会社 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| 三菱日立パワーシステムズ株式会社 |
| 株式会社りそな銀行 |

別表２

|  |
| --- |
| ＦＣ船研究会 |
| ＦＣバス研究会 |

別表３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（５０音順）

|  |
| --- |
| ＦＣ船研究会 |
|  | 岩谷産業株式会社 |
|  | 大阪小型水上旅客船協議会 |
|  | 大阪シティクルーズ推進協議会 |
|  | 豊田通商株式会社 |

|  |
| --- |
| ＦＣバス研究会 |
|  | 岩谷産業株式会社 |
|  | 大阪市交通局 |
|  | 一般社団法人大阪バス協会 |
|  | 関西エアポート株式会社 |
|  | 近鉄バス株式会社 |
|  | 京阪バス株式会社 |
|  | トヨタ自動車株式会社 |
|  | 南海バス株式会社 |
|  | 阪急バス株式会社 |
|  | 日野自動車株式会社 |